

## 平成 27 年度 岡谷市就学支援委員会名簿

【会長】 横内 宏行

【副会長】

【委員】 14 人

(任期：平成 28 年 3 月 31 日まで)

	氏 名	職 種 等	所 属
	金 子 和可子	小 児 科 医 師	信濃医療福祉センター
	宮 原 規 夫	臨 床 心 理 士	C A P S ・ す わ
	小 口 直 彦	耳 鼻 咽 喉 科 医 師	小 口 医 院
	林 秀 行	眼 科 医 師	林 眼 科 医 院
新	五 味 浩 一	校 長	長野県花田養護学校
	小 沢 敬 也	校 長	長野県諏訪養護学校
	横 内 宏 行	校 長	田 中 小 学 校
新	永 池 隆	校 長	岡谷西部中学校
新	中 澤 正 幸	校 長	神 明 小 学 校
新	五 味 重 栄	教 頭	小 井 川 小 学 校
新	米 山 徹	教 諭 (特 別 支 援)	岡谷東部中学校
新	小 松 康 司	教 諭 (特 別 支 援)	小 井 川 小 学 校
	宮 坂 哲 子	教 諭 (特 別 支 援)	長 地 小 学 校
	米 窪 寿 史	教 諭 (特 別 支 援)	田 中 小 学 校

【専門委員】 4 人

	氏 名	職 種 等	所 属
	宮 坂 ちよい	言 語 聴 覚 士	こ と ば の 教 室
	小 林 直 美	保 育 園 長	子 ども 課 (つ る み ね 保)
	古 屋 春 江	保 健 師	子 ども 課
	森 川 一 成	子 ども 総 合 相 談 セ ン タ ー 長	岡 谷 市 教 育 委 員 会

【教育委員会事務局】

教育長	岩本 博行	統括教育支援主事(子ども教育支援相談員)	丸山 和夫
教育部長	吉澤 洋人	教育支援主事(子ども教育支援相談員)	伊東 基安
教育担当参事	橋爪 哲也	子ども教育支援相談員(育成支援コーディネーター)	福田 敬子
教育総務課主幹	小口 邦子		
〃 主査	重田 直義		

○岡谷市就学支援委員会条例

昭和53年3月30日

条例第3号

(設置)

第1条 障がいがあること等により特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学及び教育支援に関し、専門的かつ総合的な観点を踏まえた判断と早期からの一貫した支援が行われるようにするため、岡谷市就学支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、岡谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 就学教育相談及び支援に関すること。
- (2) 就学先及び就学義務猶予等の判断に関すること。
- (3) 就学後の教育支援に関すること。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、児童生徒等の就学及び教育支援に関する事項について、教育委員会に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 教育職員
- (3) 児童福祉施設等の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(専門委員)

第7条 委員会において専門の事項を調査する必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、教育委員会が任命又は委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局が行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。